

消費者被害・消費者トラブルの相談に弁護士が応じます

電

話

無料



相

談

会

こんなお悩みはありませんか？

- 不当な契約条項 ★「解約すると一切返金しない」
- 誇大広告 ★「必ず痩せる」
- 通信販売トラブル ★「お試し1回のはずが、定期購入だった」
- 訪問販売のトラブル ★「高額なリフォーム代を請求された」など、**まずはお電話を！**

下記の日程で実施します 午後1時～4時まで



9月

9日(木)

28日(火)

10月

8日(金)

28日(木)

11月

9日(火)

29日(月)

12月

9日(木)

27日(月)

2022年1月

7日(金)

28日(金)

2月

9日(水)

28日(月)



電話

022-341-2010

主催 内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

〒981-0933 仙台市青葉区柏木 1-2-40 ブライトシティ柏木 702 号室

電話 022-727-9123 FAX 022-739-7477

個人情報は、ご本人の同意を得ずに他の目的で使用することはありません。

【適格消費者団体「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」とは】

適格消費者団体とは、内閣総理大臣認定により消費者全体の利益を守るために、情報発信や事業者への改善申入れなど、消費者に代わって不当な契約条項や不当な勧誘・表示などに対し、表示などをやめるよう、裁判を起こす権限を与えられた消費者団体です。

消費者被害に関する実態調査、消費者被害の拡大防止のために是正を求める事案、消費者被害の防止・救済に関する事などを行っています。

また、消費者市民ネットとうほくは、会費収入(個人正会員 1口 5,000円、賛助個人会員 1口 3,000円)・寄附金・事業収入等により運営されています。

2019年8月、寄附金等について税制上の優遇措置が適用される「認定NPO法人」となりました。

一人でも多くのおみなさまからご支援・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

いただいたご支援は、消費者被害の未然防止・拡大防止の活動に繋がります。

【2020年度実施の無料電話相談に寄せられた相談】

担当した弁護士が継続して相談を受けたり、受任をすることによって、トラブル解決を支援しました

- コロナ禍で結婚式参列者を縮小した。式場から高額な違約金を請求されている。
- 「お試し」とあった電子タバコやダイエットサプリをネット契約したが、定期購入になっていた。解約しようと思い電話をしたが、繋がらない。
- 店舗で購入した高級時計が、購入後まもなく故障、修理代金を請求されているが納得できない。
- 戸建住宅の外壁、屋根と外壁塗装工事の契約についての相談。
- お寺の管理料が、檀家に連絡なく値上げされた。不当ではないか。
- コロナ禍で海外留学が中止になった。仲介業者に支払った代金が返金されない。
- スポーツジムの解約についてのトラブル。
- 賃貸借契約の解約時、高額な原状回復費用を請求された。
- 未成年者の通信販売取引のトラブル などの相談が寄せられました

※ご相談内容によっては他の機関へご紹介する場合があります、ご了承ください。